

令和 5 年

奈良市議会 3 月定例会  
提出議案（令和 4 年度関係）

奈良市



# 目 次

奈良市報告第 1 号	市長専決処分の報告について……………	1
〃 第 2 号	市長専決処分の報告について……………	5
〃 第 3 号	市長専決処分の報告について……………	7
〃 第 4 号	市長専決処分の報告について……………	9
〃 第 5 号	市長専決処分の報告について……………	11
〃 第 6 号	市長専決処分の報告について……………	13
〃 第 7 号	市長専決処分の報告について……………	15
〃 第 8 号	市長専決処分の報告について……………	17
〃 第 9 号	市長専決処分の報告について……………	19
〃 第 10 号	市長専決処分の報告について……………	21
〃 第 11 号	市長専決処分の報告について……………	23
〃 第 12 号	市長専決処分の報告について……………	25
〃 第 13 号	市長専決処分の報告について……………	27
〃 第 14 号	市長専決処分の報告について……………	29
奈良市議案第 1 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	31
〃 第 2 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	33
〃 第 3 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	35
〃 第 4 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	37
〃 第 5 号	市長専決処分の報告及び承認を求めることについて……………	39
〃 第 6 号	令和 4 年度奈良市一般会計補正予算（第 9 号）……………	41
〃 第 7 号	令和 4 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	48
〃 第 8 号	令和 4 年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	50
〃 第 9 号	財産の取得について……………	89
〃 第 10 号	財産の取得について……………	90
〃 第 11 号	財産の取得について……………	91
〃 第 12 号	和解及び損害賠償の額の決定について……………	92

奈良市議案第 13 号	和解について……………	93
〃    第 14 号	公平委員会の委員の選任について……………	94

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 改良住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分するものとする。

令和5年1月20日

奈良市長 仲川元庸

記

- 1 改良住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

## 改良住宅明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、改良住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

### 1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

### 2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 改良住宅を明渡し、かつ原状に復し、奈良市改良住宅条例第5条で準用する奈良市営住宅条例第38条第4項の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

### 3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住 所	氏 名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納



## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年12月19日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年10月4日午前11時頃、奈良市六条二丁目地内において、草刈り作業中の飛び石により、隣接する駐車場に駐車していた相手方の普通自動車を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 89,703円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年12月22日

奈良市長 仲川元庸

### 記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年8月28日頃、第20号（松陽台）市営住宅駐車場において発生した、本市管理の敷地内斜面からの倒木により、相手方の軽自動車に損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 100,000円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年12月23日

奈良市長 仲川元庸

## 記

### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年11月15日午後2時頃、奈良市中山町地内において、草刈り作業中の飛び石により、隣接する民家の窓ガラスを損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 263,000円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年1月10日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年8月5日午前9時28分頃、奈良市法蓮町地内において、本市の公用車が進路変更をした際、対向側を自転車で走行中の相手方が、公用車を避けようとしたことにより電柱に衝突し、負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 32,205円



## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年1月10日

奈良市長 仲川元庸

### 記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年9月28日午後5時30分頃、奈良市下御門町地内において発生した、市道を歩いていた相手方が舗装ブロックの段差により転倒し、負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 12,540円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年1月10日

奈良市長 仲川元庸

## 記

### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年10月17日午後0時21分頃、奈良市杏町交差点付近において発生した、本市業務に使用した奈良市社会福祉協議会所有の軽自動車相手方の普通自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 46,000円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年1月10日

奈良市長 仲川元庸

### 記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年11月19日午前9時30分頃、奈良市小倉町地内において発生した、市道の穴ぼこにより、走行していた相手方の軽自動車のタイヤ等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 22,470円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年1月10日

奈良市長 仲川元庸

## 記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年11月22日午前8時30分頃、奈良市西大寺高塚町地内において発生した、本市の公用車が民家のカーポートに接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 265,000円



## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年1月26日

奈良市長 仲川元庸

## 記

### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年11月17日午後1時15分頃、奈良市立富雄南中学校において、草刈り作業中の飛び石により、同校西側の道路を走行していた相手方の軽自動車を損傷させた事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 142,643円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年1月27日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年8月15日午前10時頃、奈良市法蓮町地内において発生した、本市の公用車が民家の外構フェンスに接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 671,000円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年2月3日

奈良市長 仲川元庸

### 記

#### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年11月4日午前10時頃、奈良市法蓮町地内において発生した、本市の公用車が相手方の自転車と接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 80,584円

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年2月3日

奈良市長 仲川元庸

## 記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年12月2日午後3時40分頃、奈良市法華寺町地内において発生した、本市の公用車が民家の塀に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 154,000円



## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年2月7日

奈良市長 仲川元庸

## 記

### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年8月20日午後1時頃、奈良市登美ヶ丘五丁目地内において発生した、市道と私有地の間に設置されていた溝蓋の跳ね上がりにより、走行していた相手方の普通自動車が損傷した事故に関し、相手方から本市及び当該私有地の所有者（以下「被告会社」という。）に対して提起された損害賠償請求訴訟について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 250,000円

### 2 和解の要旨

- (1) 本市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償金として250,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告会社は、相手方に対し、本件事故による損害賠償金として500,000円の支払義務があることを認める。
- (3) 相手方、本市及び被告会社は、相手方と本市との間、相手方と被告会社との間及び本市と被告会社との間には、本件に関し、和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は各自の負担とする。

市長専決処分の報告及び承認を  
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和4年12月22日

奈良市長 仲川元庸

### 記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年8月28日頃、第20号（松陽台）市営住宅駐車場において発生した、本市管理の敷地内斜面からの倒木により、相手方の軽自動車に損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 1,624,278円

市長専決処分の報告及び承認を  
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年1月20日

奈良市長 仲川元庸

### 記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年7月19日午後0時40分頃、奈良市朱雀一丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車と接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 1,906,037円

市長専決処分の報告及び承認を  
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年1月27日

奈良市長 仲川元庸

### 記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年7月4日午後1時5分頃、奈良市法華寺町地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車と接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 2,009,570円



市長専決処分の報告及び承認を  
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年1月30日

奈良市長 仲川元庸

### 記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年8月5日正午頃、奈良市南京終町七丁目地内において発生した、本市の公用車が相手方の普通自動車と接触し、相手方が負傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 4,554,328円

市長専決処分の報告及び承認を  
求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和5年1月30日

奈良市長 仲川元庸

### 記

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年5月30日午前9時10分頃、奈良市二条大路南三丁目地内において発生した、本市の公用車がアパートの外壁に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 2, 312, 673円

## 令和4年度奈良市一般会計 補正予算（第9号）

令和4年度奈良市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,663,158千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160,289,995千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12. 地方交付税		18,479,486 <sup>千円</sup>	106,422 <sup>千円</sup>	18,585,908 <sup>千円</sup>
	1. 地方交付税	18,479,486	106,422	18,585,908
16. 国庫支出金		38,329,305	591,528	38,920,833
	1. 国庫負担金	21,574,236	233,766	21,808,002
	2. 国庫補助金	7,415,979	46,099	7,462,078
	4. 国庫交付金	9,192,466	311,663	9,504,129
17. 県支出金		10,381,036	180,109	10,561,145
	1. 県負担金	6,215,224	135,909	6,351,133
	2. 県補助金	2,192,977	42,200	2,235,177
	4. 県交付金	1,652,090	2,000	1,654,090
19. 寄 附 金		741,750	50,399	792,149
	1. 寄 附 金	741,750	50,399	792,149
23. 市 債		12,444,300	734,700	13,179,000
	1. 市 債	12,444,300	734,700	13,179,000
歳 入 合 計		158,626,837	1,663,158	160,289,995

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		20,330,230 <sup>千円</sup>	775,000 <sup>千円</sup>	21,105,230 <sup>千円</sup>
	1. 総務管理費	11,655,670	775,000	12,430,670

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		70,692,438 <sup>千円</sup>	517,986 <sup>千円</sup>	71,210,424 <sup>千円</sup>
	1. 社会福祉費	33,398,615	517,986	33,916,601
4. 衛生費		16,632,441	25,300	16,657,741
	3. 清掃費	5,933,054	25,300	5,958,354
6. 農林水産業費		745,961	50,696	796,657
	1. 農林費	745,961	50,696	796,657
9. 土木費		9,995,577	128,326	10,123,903
	1. 土木管理費	134,410	10,382	144,792
	4. 都市計画費	4,023,044	117,944	4,140,988
11. 教育費		13,932,350	165,850	14,098,200
	2. 小学校費	3,285,677	109,250	3,394,927
	3. 中学校費	1,878,947	36,900	1,915,847
	4. 高等学校費	908,914	5,700	914,614
	6. 社会教育費	1,370,236	14,000	1,384,236
歳出合計		158,626,837	1,663,158	160,289,995

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2. 総務費			千円 1,999,143
	1. 総務管理費	庁舎等維持補修経費	3,300
		自治会等活動推進経費	10,989
		庁舎等施設整備事業	842,630
		スポーツ施設整備事業	1,113,224
2. 企画費	文化振興施設整備事業	29,000	
3. 民生費			436,270
	1. 社会福祉費	社会福祉事務経費	3,080
		高齢者福祉施設整備事業	48,702
		障害者福祉施設整備事業	53,611
	2. 児童福祉費	子ども医療費助成経費	18,177
児童福祉施設整備事業		312,700	
4. 衛生費			496,073
	1. 保健衛生費	墓地火葬場管理経費	6,500
		出産・子育て応援経費	291,294
		保健衛生施設整備事業	121,800
3. 清掃費	清掃施設整備事業	76,479	
6. 農林水産業費			84,105
	1. 農林費	農村地域整備開発促進経費	2,000
		人・農地問題解決推進経費	2,231
		土地基盤整備事業	79,424
		美しい森林づくり基盤整備 交付金事業経費	450



款	項	事業名	金額
7. 商 工 費			千円 74,900
	1. 商 工 費	企 業 誘 致 推 進 経 費	11,000
		商 工 施 設 整 備 事 業	63,900
8. 観 光 費			76,871
	1. 観 光 費	観 光 施 設 整 備 事 業	76,871
9. 土 木 費			2,437,001
	1. 土 木 管 理 費	宅 地 耐 震 化 推 進 事 業 経 費	19,300
	2. 道 路 橋 梁 費	定 期 点 検 経 費	38,486
		道 路 橋 梁 維 持 補 修 経 費	61,400
		道 路 橋 梁 新 設 改 良 事 業	888,141
	3. 河 川 費	河 川 堤 防 改 修 事 業	61,350
	4. 都 市 計 画 費	都 市 計 画 事 務 経 費	51,504
		街 路 事 業	546,318
		JR 奈 良 駅 付 近 連 続 立 体 交 差 事 業	381,200
		公 園 事 業	370,349
	6. 住 宅 費	住 宅 管 理 経 費	8,800
公 営 住 宅 整 備 事 業		10,153	
10. 消 防 費			228,600
	1. 消 防 費	消 防 施 設 整 備 事 業	228,600
11. 教 育 費			3,185,428
	1. 教 育 総 務 費	教 職 員 教 科 等 研 修 経 費	8,120
		不 登 校 児 童 生 徒 サ ポ ー ト 事 業 経 費	7,800
		中 高 一 貫 校 施 設 整 備 事 業	3,280

款	項	事業名	金額
		教育振興施設整備事業	54,500 <sup>千円</sup>
	2. 小学校費	小学校運営管理経費	56,250
		小学校施設整備事業	1,982,400
	3. 中学校費	中学校運営管理経費	27,000
		中学校施設整備事業	975,800
	4. 高等学校費	高等学校運営管理経費	2,700
	6. 社会教育費	指定文化財補助経費	17,278
		社会教育施設整備事業	50,300
合 計			9,018,391

第3表 地方債補正

1. 追加分

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補填	千円 171,100	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	171,100			

2. 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
スポーツ施設整備事業	千円 421,800	千円 809,300
福祉施設整備事業	386,000	387,500
土地基盤整備事業	18,100	23,800
都市計画事業	1,238,300	1,267,200
消防施設整備事業	239,000	379,000
計	12,444,300	13,007,900

令和4年度奈良市国民健康保険  
特別会計補正予算（第3号）

令和4年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ222,574千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,018,903千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 国民健康保険料		6,822,506 <sup>千円</sup>	△ 180,327 <sup>千円</sup>	6,642,179 <sup>千円</sup>
	1. 国民健康保険料	6,822,506	△ 180,327	6,642,179
3. 県 支 出 金		27,291,143	200,000	27,491,143
	1. 県 補 助 金	27,291,143	200,000	27,491,143
5. 繰 入 金		2,549,762	202,901	2,752,663
	1. 一般会計繰入金	2,511,487	42,901	2,554,388
	2. 基金繰入金	38,275	160,000	198,275
歳 入 合 計		36,796,329	222,574	37,018,903

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 保険給付費		25,387,613 <sup>千円</sup>	200,000 <sup>千円</sup>	25,587,613 <sup>千円</sup>
	1. 給付諸費	25,387,613	200,000	25,587,613
3. 事業費納付金		10,475,000	22,574	10,497,574
	2. 後期高齢者支援金 事業費納付金	2,357,000	16,401	2,373,401
	3. 介護納付金 事業費納付金	861,000	6,173	867,173
歳 出 合 計		36,796,329	222,574	37,018,903

令和4年度奈良市土地区画整理事業  
特別会計補正予算（第2号）

令和4年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
西大寺駅南 1. 地区土地地区画 整理事業費			千円 11,111
	西大寺駅南 1. 地区土地地区画 整理事業費	西大寺駅南地区 土地地区画整理事業	11,111
J R奈良駅南 2. 地区土地地区画 整理事業費			115,849
	J R奈良駅南 1. 地区土地地区画 整理事業費	J R奈良駅南地区 土地地区画整理事業	115,849
合 計			126,960

1. 一般会計  
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第9号)

1. 総括

(単位：千円)

( 歳 入 )	款	補正前の額	補正額	計
12	地方交付税	18,479,486	106,422	18,585,908
16	国庫支出金	38,329,305	591,528	38,920,833
17	県支出金	10,381,036	180,109	10,561,145
19	寄附金	741,750	50,399	792,149
23	市債	12,444,300	734,700	13,179,000
	歳 入 合 計	158,626,837	1,663,158	160,289,995



( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源									
				特定財源												
				国県支出金	地方債	その他										
2 総務費	20,330,230	775,000	21,105,230	387,500	387,500	—	—									
3 民生費	70,692,438	517,986	71,210,424	372,799	1,500	20,399	123,288									
4 衛生費	16,632,441	25,300	16,657,741				25,300									
6 農林水産業費	745,961	50,696	796,657	44,200	5,700		796									
9 土木費	9,995,577	128,326	10,123,903	64,163	28,900	30,000	5,263									
10 消防費	4,355,227	—	4,355,227	△140,000	140,000		—									
11 教育費	13,932,350	165,850	14,098,200	42,975			122,875									
歳 出 合 計	158,626,837	1,663,158	160,289,995	771,637	563,600	50,399	277,522									
				一般財源内訳 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">地方交付税</td> <td style="border: none;">106,422</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">市債</td> <td style="border: none;">171,100</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">(減収補填債)</td> <td style="border: none;">(171,100)</td> </tr> </table>			{	地方交付税	106,422	{	市債	171,100	{	(減収補填債)	(171,100)	
{	地方交付税	106,422														
{	市債	171,100														
{	(減収補填債)	(171,100)														

2. 歳入

第12款 地方交付税

第1項 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 地方交付税	18,479,486	106,422	18,585,908	1 地方交付税	106,422	普通交付税	
計	18,479,486	106,422	18,585,908				

第12款 地方交付税

第16款 国庫支出金

第1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	修正前の額	修正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 民生費国庫負担金	19,655,072	233,766	19,888,838	2 障害者福祉費 負担金	225,000	障害者自立支援給付費負担金	
				3 国民健康保険 会計繰出負担 金	8,766	保険基盤安定負担金	
計	21,574,236	233,766	21,808,002				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費国庫補助金	4,885,151	3,124	4,888,275	5 障害者福祉施設整備事業費補助金	3,124	障害者福祉施設整備事業費補助金	
7 教育費国庫補助金	67,549	42,975	110,524	1 教育振興費補助金	42,975	学校保健特別対策事業費補助金	
計	7,415,979	46,099	7,462,078				

第16款 国庫支出金

第16款 国庫支出金

第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務費国庫交付金	3,965,357	247,500	4,212,857	1 一般管理費国庫交付金	△140,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
				2 スポーツ施設整備事業費交付金	387,500		
6 土木費国庫交付金	464,609	64,163	528,772	3 開発指導費交付金	5,191	社会資本整備総合交付金	
				9 公園事業費交付金	58,972		
計	9,192,466	311,663	9,504,129				

第16款 国庫支出金

第17款 県支出金

第1項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県負担金	5,583,691	135,909	5,719,600	1 障害者福祉費 負担金	112,500	障害者自立支援給付費負担金	
				2 国民健康保険 会計繰出負担 金	23,409	保険基盤安定負担金	
計	6,215,224	135,909	6,351,133				

第17款 県支出金

第17款 県支出金

第2項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 農林水産業費県補助金	117,264	42,200	159,464	3 土地基盤整備事業費補助金	42,200	ため池防災対策調査計画事業費補助金	
計	2,192,977	42,200	2,235,177				

第17款 県支出金

第17款 県支出金

第4項 県交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 農林水産業費県交付金	84,284	2,000	86,284	2 農業振興費交付金	2,000	中山間地域所得確保推進事業交付金	
計	1,652,090	2,000	1,654,090				

第17款 県支出金



第19款 寄附金

第1項 寄附金

(単位：千円)

目	修正前の額	修正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 総務費寄附金	160,800	30,000	190,800	1 まち・ひと・しごと創生寄附金	30,000	まち・ひと・しごと創生寄附金	
3 民生費寄附金	—	20,399	20,399	1 社会福祉事業費寄附金	20,399	社会福祉事業費寄附金	
計	741,750	50,399	792,149				

第19款 寄附金

## 第23款 市債

## 第1項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務債	1,479,100	387,500	1,866,600	3 スポーツ施設整備事業債	387,500	スポーツ施設整備事業債	
2 民生債	399,200	1,500	400,700	1 福祉施設整備事業債	1,500	障害者福祉施設整備事業債	
4 農林水産業債	18,100	5,700	23,800	1 土地基盤整備事業債	5,700	土地基盤整備事業債	
7 土木債	3,089,000	28,900	3,117,900	3 都市計画事業債	28,900	公園事業債	
8 消防債	239,000	140,000	379,000	1 消防施設整備事業債	140,000	消防施設整備事業債	
11 減収補填債	—	171,100	171,100	1 減収補填債	171,100	減収補填債	
計	12,444,300	734,700	13,179,000				

## 第23款 市債

3. 歳出  
第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
19 スポーツ施設 整備事業費	486,930	775,000	1,261,930	775,000 特定財源 (内訳) 国庫支出金 387,500 市債 387,500	14	工事請負費	775,000 鴻ノ池陸上競技場改修事業
計	11,655,670	775,000	12,430,670	775,000 特定財源 一般財源			

第2款 総務費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 障害者福祉費	13,897,753	450,000	14,347,753	特定財源 (内訳) 国庫支出金 225,000 県支出金 112,500 一般財源 112,500	19 扶助費	450,000	訓練等給付費支給経費
11 障害者福祉施設整備事業費	59,159	4,686	63,845	特定財源 4,624 (内訳) 国庫支出金 3,124 市債 1,500 一般財源 62	18 負担金補助及び交付金	4,686	障害者福祉施設整備費補助事業
12 福祉基金費	213	20,399	20,612	特定財源 20,399 (内訳) 寄附金 20,399	24 積立金	20,399	福祉基金経費

第3款 民生費

第3款 民生費

第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
13 国民健康保険 会計繰出金	2,511,487	42,901	2,554,388	32,175 特定財源 (内訳) 国庫支出金 8,766 県支出金 23,409 一般財源 10,726	27 繰出金	42,901	国民健康保険特別会計繰出経費
計	33,398,615	517,986	33,916,601	394,698 特定財源 123,288 一般財源			

第3款 民生費

第4款 衛生費

第3項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 最終処分地管理費	310,879	3,300	314,179	一般財源 3,300	10 需用費	3,300	南部理立処分地施設管理経費
4 環境清美工場維持管理費	1,615,183	22,000	1,637,183	一般財源 22,000	10 需用費	22,000	焼却炉管理経費
計	5,933,054	25,300	5,958,354	特定財源 一般財源 0 25,300			

第4款 衛生費

第6款 農林水産業費

第1項 農林費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
3 農業振興費	283,862	2,000	285,862	特定財源 (内訳) 県支出金 2,000 2,000	18 負担金補助及 び交付金	2,000	農村地域整備開発促進経費
4 土地基盤整備 事業費	153,614	48,696	202,310	特定財源 (内訳) 県支出金 市債 一般財源 47,900 42,200 5,700 796	12 委託料	42,200	県営ほ場整備事業
					18 負担金補助及 び交付金	6,496	ため池防災対策調査計画事業
計	745,961	50,696	796,657	特定財源 一般財源 49,900 796			

第6款 農林水産業費

第9款 土木費

第1項 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 開発指導費	19,033	10,382	29,415	5,191 特定財源 (内訳) 国庫支出金 5,191 一般財源 5,191	12 委託料	10,382	宅地耐震化推進事業経費
計	134,410	10,382	144,792	5,191 特定財源 5,191 一般財源			

第9款 土木費



第9款 土木費

第4項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
10 公園事業費	567,782	117,944	685,726	117,872	12 委託料	9,014	鴻ノ池運動公園整備補助事業
				(内訳) 国庫支出金 58,972 市債 28,900 寄附金 30,000 一般財源 72	14 工事請負費	108,930	
計	4,023,044	117,944	4,140,988	117,872 72			

第9款 土木費

第10款 消防費

第1項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
5 消防施設費	419,032	—	419,032	一般財源 0 国庫支出金 △140,000 市債 140,000			財源更正
計	4,355,227	—	4,355,227	特定財源 0 一般財源 0			

第10款 消防費

第11款 教育費

第2項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 小学校管理費	842,230	109,250	951,480	28,125 特定財源 (内訳) 国庫支出金 28,125 一般財源 81,125	10 需用費	109,250	小学校運営管理経費
計	3,285,677	109,250	3,394,927	28,125 特定財源 81,125 一般財源			

第11款 教育費

第11款 教育費

第3項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 中学校管理費	447,696	36,900	484,596	特定財源 13,500 (内訳) 国庫支出金 13,500 一般財源 23,400	10 需用費	36,900	中学校運営管理経費
計	1,878,947	36,900	1,915,847	特定財源 13,500 一般財源 23,400			

第11款 教育費

第11款 教育費

第4項 高等学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 全日制高等学校費	903,555	5,700	909,255	1,350 特定財源 (内訳) 国庫支出金 1,350 一般財源 4,350	10 需用費	5,700	高等学校運営管理経費
計	908,914	5,700	914,614	1,350 特定財源 4,350 一般財源			

第11款 教育費

第11款 教育費

第6項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
6 文化財費	138,645	14,000	152,645	一般財源 14,000	18 負担金補助及 び交付金	14,000	指定文化財補助経費
計	1,370,236	14,000	1,384,236	特定財源 一般財源 14,000			

第11款 教育費

## (2) 繰越明許費

( 単位 千円 )

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
2. 総務費	1. 総務管理費	庁舎等維持補修経費	29,700	3,300
		自治会等活動推進経費	163,574	10,989
3. 民生費	2. 企画福祉費	庁舎等施設整備事業	953,692	842,630
		スポーツ施設整備事業	1,261,930	1,113,224
	1. 社会福祉費	文化振興施設整備事業	33,000	29,000
		社会福祉事務経費	283,462	3,080
4. 衛生費	2. 児童福祉費	高齢者福祉施設整備事業	334,345	48,702
		障害者福祉施設整備事業	63,845	53,611
6. 農林水産業費	1. 農林費	子ども医療費助成経費	813,307	18,177
		児童福祉施設整備事業	564,583	312,700
		墓地火葬場管理経費	276,165	6,500
6. 農林水産業費	3. 清掃費	出産・子育て応援経費	316,418	291,294
		保健衛生施設整備事業	143,253	121,800
6. 農林水産業費	1. 農林費	清掃施設整備事業	351,823	76,479
		農村地域整備開発促進経費	2,596	2,000
6. 農林水産業費	1. 農林費	人・農地問題解決推進経費	90,475	2,231
		土地基盤整備事業	202,310	79,424

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
		美しい森林づくり基盤整備交付金事業経費	7,635	450
7. 商工費	1. 商工費	企業誘致推進経費	45,958	11,000
		商工施設整備事業	71,900	63,900
8. 観光費	1. 観光費	観光施設整備事業	106,087	76,871
9. 土木費	1. 土木管理費	宅地耐震化推進事業経費	27,982	19,300
	2. 道路橋梁費	定期点検経費	445,356	38,486
		道路橋梁維持補修経費	986,400	61,400
		道路橋梁新設改良事業	1,558,214	888,141
	3. 河川費	河川堤防改修事業	179,086	61,350
	4. 都市計画費	都市計画事務経費	229,777	51,504
		街路事業	818,392	546,318
		JR奈良駅付近連続立体交差事業	440,014	381,200
		公園事業	685,726	370,349
	6. 住宅費	住宅管理経費	136,604	8,800
		公営住宅整備事業	160,483	10,153
10. 消防費	1. 消防費	消防施設整備事業	419,032	228,600
11. 教育費	1. 教育総務費	教職員教科等研修経費	29,542	8,120
		不登校児童生徒サポート事業経費	40,199	7,800
		中高一貫校施設整備事業	198,620	3,280



	教育振興施設整備事業	59,400	54,500
2. 小学校	小学校運営管理経費	673,476	56,250
	小学校施設整備事業	2,122,618	1,982,400
3. 中学校	中学校運営管理経費	367,740	27,000
	中学校施設整備事業	1,191,806	975,800
4. 高等学校	高等学校運営管理経費	56,575	2,700
6. 社会教育	指定文化財補助経費	82,000	17,278
	社会教育施設整備事業	120,730	50,300

(3) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

( 単位 千円 )

区 分	補 正		前		補 正		後	
	当該年度中増減見込み	当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額		当該年度中増減見込み	当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	
1. 普 通 債	8,262,300		95,416,931		8,685,900		95,840,531	
(1) 土 木	2,995,100		32,396,315		3,024,000		32,425,215	
(2) 教 育	3,310,700		27,519,597		3,698,200		27,907,097	
(4) そ の 他	1,862,600		33,383,667		1,869,800		33,390,867	
3. そ の 他	4,139,000		93,413,724		4,450,100		93,724,824	
(1) 消 防	239,000		1,978,998		379,000		2,118,998	
(4) 減 収 補 填	-		1,646,820		171,100		1,817,920	
合 計	12,444,300		189,062,644		13,179,000		189,797,344	

2. 国民健康保険特別会計  
 (1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第3号)

1. 総括

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	6,822,506	△180,327	6,642,179
3 県支出金	27,291,143	200,000	27,491,143
5 繰入金	2,549,762	202,901	2,752,663
歳 入 合 計	36,796,329	222,574	37,018,903

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	25,387,613	200,000	25,587,613	200,000			—
3 事業費納付金	10,475,000	22,574	10,497,574				22,574
歳 出 合 計	36,796,329	222,574	37,018,903	200,000			22,574
				一般財源内訳 { 国民健康保険料 繰入金			△180,327 202,901

2. 歳入

第1款 国民健康保険料

第1項 国民健康保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 一般被保険者国民健康保険料	6,822,500	△180,327	6,642,173	1 医療給付費分 現年賦課分	△180,327	医療給付費分現年賦課分	
計	6,822,506	△180,327	6,642,179				

国民健康保険特別会計

第3款 県支出金

第1項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 保険給付費等交付金	27,291,143	200,000	27,491,143	1 保険給付費等 普通交付金	200,000	保険給付費等普通交付金	
計	27,291,143	200,000	27,491,143				

国民健康保険特別会計

第5款 繰入金

第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 一般会計繰入金	2,511,487	42,901	2,554,388	1 保険基盤安定繰入金	42,901	保険基盤安定繰入金	
計	2,511,487	42,901	2,554,388				

国民健康保険特別会計

第5款 繰入金

第2項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 基金繰入金	38,275	160,000	198,275	1 国民健康保険 財政調整基金 繰入金	160,000	国民健康保険財政調整基金繰入金	
計	38,275	160,000	198,275				

国民健康保険特別会計



3. 歳出  
第2款 保険給付費

第1項 給付諸費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般被保険者療養給付費	21,302,900	200,000	21,502,900	特定財源 (内訳) 県支出金 200,000	18 負担金補助及び交付金	200,000	一般被保険者療養給付経費
計	25,387,613	200,000	25,587,613	特定財源 一般財源 200,000			

国民健康保険特別会計

第3款 事業費納付金

第2項 後期高齢者支援金事業費納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 一般被保険者 後期高齢者支 援金事業費納 付金	2,357,000	16,401	2,373,401	一般財源 16,401	18 負担金補助及 び交付金	16,401	一般被保険者後期高齢者支援金事業費納付 金経費
計	2,357,000	16,401	2,373,401	特定財源 0 一般財源 16,401			

国民健康保険特別会計

第3款 事業費納付金

第3項 介護納付金事業費納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 介護納付金事業費納付金	861,000	6,173	867,173	一般財源 6,173	18 負担金補助及び交付金 6,173		介護納付金事業費納付金経費
計	861,000	6,173	867,173	特定財源 0 一般財源 6,173			

国民健康保険特別会計

### 3.土地区画整理事業特別会計

#### (1) 繰越明許費

( 単位 千円 )

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
1. 西大寺駅南地区土地区画整理事業	西大寺駅南地区土地区画整理事業 1. 地区土地区画整理事業	西大寺駅南地区土地区画整理事業	249,457	11,111
2. J R 奈良駅南地区土地区画整理事業	J R 奈良駅南地区土地区画整理事業 1. 地区土地区画整理事業	J R 奈良駅南地区土地区画整理事業	286,393	115,849

## 財産の取得について

情報化推進事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
リモートアクセス端末一式	ノートパソコン	200台

2. 契約金額 84,854,000円

3. 契約の相手方 大阪市福島区福島六丁目14番1号  
株式会社大塚商会 LA関西営業部  
LA関西営業部長 南 英和

## 財産の取得について

情報化推進事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
仮想化ソフトライセンス	Horizon 8 ADV Term Edition 10Pack (CCU) 5年	20個

2. 契約金額 39,600,000円

3. 契約の相手方 奈良市大宮町一丁目1番15号 ニッセイ奈良駅前ビル  
富士通 J a p a n 株式会社奈良支店  
支店長 古橋 宏次

## 財産の取得について

消防活動事業として、次に掲げる物品を取得するものとする。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1. 物品の表示

名 称	種 類	数 量
自動式心臓マッサージ器	LUCAS3	16式

2. 契約金額 16,315,200円

3. 契約の相手方 奈良県大和郡山市小泉町東1-6-2  
宮野医療器株式会社奈良営業所  
所長 草野 茂

## 和解及び損害賠償の額の決定について

平成25年4月23日午後1時20分頃、奈良市立二名小学校運動場において、当時2年生の児童が、長ブランコの支柱と取っ手の間で左手小指を強打し、負傷した事故について、相手方から損害賠償の請求があった。

本件については、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 損害賠償の額 1,000,848円

(参考)

相手方の損害額 2,118,520円

相手方が独立行政法人日本スポーツ振興センターから受領した災害共済給付の給付金  
1,117,672円

本市が相手方に対して支払義務を負う損害賠償の額 1,000,848円



## 和解について

令和3年11月26日に締結した「奈良市春日中学校等で使用する電力調達並びに奈良市椿井小学校等で使用する電力調達」に関する契約による電力供給に関し、令和4年6月末での供給停止通告をした相手方に対し、本市が違約金及び損害賠償を請求した件について、次のとおり和解しようとするものである。

令和5年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 相手方

広島県広島市西区楠木町一丁目15番24号

株式会社ウエスト電力

代表取締役 中村 公俊

### 2 和解の要旨

- (1) 相手方は、令和3年11月26日に締結した「奈良市春日中学校等で使用する電力調達並びに奈良市椿井小学校等で使用する電力調達」に関する契約に関し、令和4年6月末での電力供給停止による違約金及び損害賠償金として48,412,464円を本市に支払うものとする。
- (2) 本市及び相手方は、本市と相手方との間には、本件に関し、前項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。



# 履 歷 書

氏 名 林 揚 子

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

## 学 歴

[REDACTED] [REDACTED]

## 職 歴

[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]  
[REDACTED] [REDACTED]

## 資 格

[REDACTED] [REDACTED]





